

富士宮市建設工事における遠隔臨場の試行

R8.4～

遠隔臨場

・ウェアラブルカメラやネットワークカメラを活用し、建設工事現場等から離れた場所で監督員が必要とする情報を入手できる場合に臨場に替えることができるもの。

対 象

・立会^{*}、段階確認、材料検査、工場検査とする。ただし、監督員が臨場の必要があると判断した場合には臨場により実施。

※公共建築工事標準仕様書等に定める監督員の立会を含む

・受注者からの協議により実施可能（対象工事は限定しない）

利用環境等

受注者	スマートフォン、タブレット等のモバイル端末（受注者が準備）
発注者	市の一人1台端末や庁内Web会議PC等（発注者側で準備）
利用システム等	・発注者が無料で利用可能であること（Zoom等のWeb会議サービスや情報共有システムの利用を想定）

特別なシステムの導入を前提としないことから、受注者の機材手配等に係る費用は共通仮設費率の率分に含むものとし、別途計上はしない。

実施方法

受注者は、実施日時、確認項目、使用する機器、記録方法について監督員と事前に調整を行うこととする。

土木工事	「段階確認・立会願い」の確認方法欄及び「検査申請書」の検査内容欄に遠隔臨場であることを明記する。
建築・設備工事	「検査申請書」の検査内容欄、週間工程表又は月間工程表に遠隔臨場であることを明記する。

適用ができない条件

- ・夜間、暗所など出来形等の計測において、映像により計測値の確認が困難な場合
- ・安定した通信環境が確保できない場合

臨場の写真撮影について

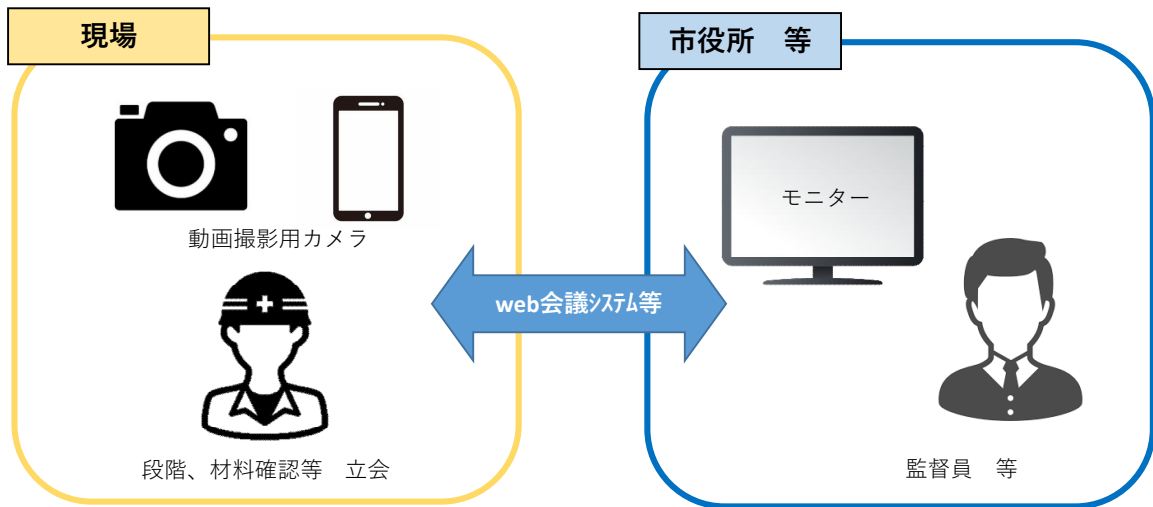
① 従来の段階確認・立会と同様に写真を撮影

※監督員の現地立会ではないため、黒板に遠隔臨場した監督員の所属と氏名を記入し、「遠隔臨場」であることを記載する。

② 遠隔臨場の記録として、遠隔臨場中の監督員の画面を表示した状態のスクリーンキャプチャを保存する。

遠隔臨場時は、上記の2種類の写真を添付する。

遠隔臨場における機器構成イメージ



臨場の写真撮影について

